

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第20号

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年静岡県条例第43号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p><u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設</u>の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 産学官連携によるお茶の新商品の開発の促進及び需要の増進を図り、もって本県の茶業の振興に寄与することを目的として、<u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設</u>（以下「施設」という。）を菊川市に設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 施設に<u>別表</u>に掲げる設備及び機械器具（以下「設備等」という。）を置く。</p> | <p><u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設</u>の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 産学官連携による<u>お茶に関する調査、分析及び研究の促進並びにお茶の新商品の開発</u>の促進及び需要の増進を図り、もって本県の茶業の振興に寄与することを目的として、<u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設</u>（以下「施設」という。）を菊川市に設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 施設に<u>研究開発室、調査分析室並びに別表(3)の表</u>に掲げる設備及び機械器具（以下「設備等」という。）を置く。</p> <p>(研究開発室の使用の許可)</p> <p>第4条 新たに研究開発室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> |

(使用の承認)

第4条 設備等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、設備等の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不承認)

2 知事は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が第2条に規定する目的に資するものであると認めるときでなければ、これを許可してはならない。

3 第1項の許可の期間は、10年以内とし、更新をすることができる。ただし、その更新の期間は、既にその者につき同項の許可をした期間と合わせて10年を超えることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の更新について準用する。

5 第1項の許可には、施設の管理のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(調査分析室又は設備等の使用の承認)

第5条 調査分析室又は設備等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。

(3) 施設の管理上支障があると認めるとき。

(4) 県が施設において行う業務に支障があると認めるとき。

(5) その他その使用が不適当であると認めるとき。

3 第1項の承認には、施設の管理のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第5条 知事は、前条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 県が施設において行う業務に支障があると認めるとき。
- (5) その他その使用が不適当であると認めるとき。

(譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第5条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第4条第2項の規定により付された条件に違反していること。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可又は前条第1項の承認（以下「許可等」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用者の義務）

第6条の2 使用者は、研究開発室、調査分析室及び設備等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(許可等の取消し等)

第7条 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その許可等を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第5条第2項各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第4条第5項又は第5条第3項の規定により付された条件に違反していること。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可等を受けたこと。
- (3) 次条第1項の使用料（第4条第1項の許

(設備等の使用に係る使用料の納付)

第8条 設備等の使用者は、別表に掲げる額の使用料を、その使用の終了後直ちに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、施設の責めに帰すべき事由により設備等の使用の目的を達することができなかつた場合は、この限りでない。

可に係るものに限る。)を3月以上滞納したこと。

(4) 第4条第1項の許可を受けた研究開発室を正当な理由なく1月以上にわたり使用しないこと。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、使用者(第4条第1項の許可を受けた者に限る。)は、毎月末日までに翌月分の使用料を納付しなければならない。ただし、使用を開始する日及び使用を終了する日の属する月の使用料の納付時期について、知事が別に定める。

3 第1項の場合において、使用者(第5条第1項の承認を受けた者に限る。)は、その使用の終了後直ちに使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

(1) 施設の責めに帰すべき事由により施設の使用の目的を達することができなかつたとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない事由により研究開発室を使用することができなくなったとき。

(原状回復)

第11条 使用者は、その使用を終わったときは、当該研究開発室、調査分析室及び設備等を速やかに原状に復さなければならない。第7条の規定によりその許可等の取消しを受けたときも、同様とする。ただし、知事がその

| | |
|-------------------------|---|
| (委任) 第11条 (略) | <u>必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> (委任) 第12条 (略) |
|-------------------------|---|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第8条関係）

(1) 研究開発室

| 区分 | 単位 | 使用料 |
|---------|-------|---------|
| オープンラボA | 1月につき | 47,000円 |
| オープンラボB | 1月につき | 47,000円 |

備考 使用の期間が1月に満たない場合は、使用料を日割りによって計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(2) 調査分析室

| 区分 | 使用料 | | |
|---------|---------------|----------------|---------------|
| | 9時から 12時まで | 13時から 17時まで | 9時から 17時まで |
| オープンラボC | 2,300円 | 3,000円 | 6,100円 |
| オープンラボD | 2,400円 | 3,200円 | 6,400円 |

備考 県内に住所又は事業所を有する者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

(3) 設備等

| 区分 | 単位 | 使用料 |
|-------------|--------|---------|
| 発酵茶製造設備 | 1回につき | 12,990円 |
| 半発酵茶製造設備 | 1回につき | 18,960円 |
| 温風萎凋機 | 1時間につき | 2,840円 |
| 茶葉磨碎機 | 1時間につき | 1,610円 |
| 送風式本乾燥機 | 1時間につき | 1,990円 |
| 色彩選別機 | 1時間につき | 5,060円 |
| 火入機 | 1時間につき | 5,670円 |
| 大型窒素充填機 | 1時間につき | 2,970円 |
| 高温高压多機能抽出装置 | 1時間につき | 12,510円 |
| 冷却水製造装置 | 1時間につき | 7,600円 |

| | | |
|-----------|--------|--------|
| ろ過装置 | 1時間につき | 990円 |
| 濃縮装置 | 1時間につき | 1,140円 |
| 噴霧乾燥装置 | 1時間につき | 7,260円 |
| 流動層造粒被覆装置 | 1時間につき | 8,400円 |
| 破碎型造粒機 | 1時間につき | 2,950円 |
| 搾油機 | 1時間につき | 1,570円 |
| 剥皮器 | 1時間につき | 740円 |
| 減圧乾燥機 | 1時間につき | 860円 |
| 混合器 | 1時間につき | 2,040円 |

備考 県内に住所又は事業所を有する者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。